

—みんなの幸せは、差別のないあたかなふれあいから—

6月・7月募集申込なし住戸の再募集

京都府 京都市・乙訓・南丹地域

【重要なお知らせです】

- 今回の募集は6月・7月募集において入居申込のなかった住戸の再募集です。
- 10月定期募集は別途実施します。（募集案内書は9月下旬頃配布開始予定）
※今回の再募集で当選された方は10月募集には申し込みません。

- 今回の再募集は京都市・乙訓・南丹地域の府営住宅のみです。また、単身で入居可能な住戸はありません。
- 定期募集とは応募方法等が異なりますのでご注意ください。
- 入居申込書に申込者の現住所、氏名、希望別団地番号、住宅困窮理由等必要事項に記入もれ、記入不備がある場合は受付できませんので、ご注意ください。

- ◆申込資格については、いろいろな条件がありますので、申込をされる方は、この案内書をよくお読みのうえ、受付期間内に申込をしてください。
- ◆京都府営住宅管理センター、乙訓・南丹府営住宅管理センターホームページもご利用ください。
<http://www.kyoto-fuei.jp/>
- ◆問い合わせ先（郵送場所及び抽選会場は19ページを参照してください。）

京都府指定管理者
株式会社 東急コミュニティー

京都府営住宅管理センター

〒600-8108
京都市下京区五条通新町西入る西鋸屋町18番地
トミタビル7階
TEL. 075-354-1090
FAX. 075-354-1092

乙訓・南丹府営住宅管理センター

〒615-8074
京都市西京区桂南巽町128番地
ヴァン・クレール3階
TEL. 075-382-1091
FAX. 075-382-1092

令和8年8月

目 次

1	申込の手順	P 1
2	再募集する住宅	P 2
	再募集住宅一覧	P 3
3	申込資格と申込方法	P 4～P 12
①	申込資格	P 4
②	申込についての注意	P 5
③	申込時の必要書類	P 6～P 7
④	当選後の必要書類	P 7
⑤	申込書の書き方	P 8
⑥	収入基準	P 9～P 11
	※裁量階層について	P 12
4	申込受付から入居まで	P 13～P 14
5	主な府営住宅所在地・位置図	P 15～P 18
6	郵送場所及び抽選会場案内図	P 19
7	申込書の記入例	P 20

〈綴込用紙〉 ○給与支払証明書 2 枚 ○営業実績証明書 1 枚

〈別添用紙〉 ○府営住宅等入居申込書 A 票①、②、③

京都府府営住宅から暴力団員を排除します！

(申込に際して、暴力団員でないことの誓約と入居者資格について関係機関への照会に同意していただきます。)

京都府では府営住宅入居者の生活の安全と平穏を確保するため、京都府府営住宅条例に基づき、府営住宅からの暴力団員排除に取り組んでいます。

○ **暴力団員**

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する者

○ **新規申込者**

申込者または同居親族が暴力団員である場合は入居を認めない。

○ **同居許可・使用承継**

同居させようとする者、使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は許可しない。

○ **既入居者**

暴力団員であることが判明したときは、明渡し請求を行う。

1

申 込 の 手 順

① 申込み資格を確認する

- ・①申込み資格（4ページ）
- ・②申込についての注意（5ページ）
- ・⑥収入基準（9ページ～12ページ）

② 団地を選ぶ（1戸）

- ・募集住宅一覧から申込み住宅1戸を選び申込書に団地番号を記入します。
2戸以上申込みと全て無効になります。
- ※詳細は「再募集する住宅」（2ページ～3ページ）をご確認ください。

③ 申込方法を選ぶ

郵送で申込み	電子申請で申込み
・申込用紙が添付された「募集案内書」をお近くの配布場所で入手してください。	・下記コードから京都府ホームページにアクセスし、必要事項を入力してください。  京都府営住宅管理センター  乙訓・南丹府営住宅管理センター

④ 書類を作成し、提出する

郵送で申込み	電子申請で申込み
・「申込書の記入例」（20ページ）等を参考に して作成してください。 ・他の提出書類とあわせて、専用封筒で郵送して ください。	・必要事項入力後、受付期間内に送信してくだ さい。

受付期間：令和8年8月5日(水)～8月12日(水)

※抽選日 8月18日(火)

郵送で申込み	電子申請で申込み
・京都府営住宅管理センター（必着） ※期間末日外の到着は無効です。 ※山城地域の申込は当センターではできません。 ※募集案内書に記載の各センターと京都府庁での 受付は行いませんのでご注意ください。	・受付は、最終日の16時まで (締切後は、入力等ができなくなります)

※郵送と電子申請の両方で申し込まれると、失格になる場合があります。

2 再募集する住宅

◆今回再募集する住宅の概要

空 家		
	一般募集	
	府 営 住 宅	3 戸 2 団地
	特 別 賃 貸 府 営 住 宅	4 戸 2 団地
合 計		7 戸

※府営住宅と特別賃貸府営住宅の違いは主に入居収入基準です。（9 ページ参照）

※募集する空家は、建設以来相当の年数を経過したものもあり、生活に支障のないよう各部の破損や動作不良の整備、汚損部分の美装について対応しているところですが、すべてが新しくなるものではありませんので、ご理解・ご了承の上、申込をお願いします。

◆ 再募集住宅一覧

令和8年6・7月募集の再募集

一般募集

※今回の募集は6月・7月募集で応募のなかった住戸を対象とした再募集です。

単身での入居申込が可能な住戸はありません

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要です。

種別	所在地	団地 番号	団 地 名 (型別)	建設 年度	団地 戸数	募集 戸数	収入 基準	家賃月額(円)	間取り	間 取 り 例	面積 (㎡)	予定 階数	参考 倍率	備 考
府営住宅	西京区	①	洛西竹の里	S54	439	1戸	① ②	23,700～35,300 23,700～44,200	3DK	6/4.5/4.5/DK	54.1	4階	1	
	亀岡市	②	穴 川	H5	178	1戸	① ②	24,100～35,900 24,100～47,400	3LDK	6/6/5(板)/LDK	64.4	4階	0	
		③	穴 川	H5		1戸	① ②	24,100～35,900 24,100～47,400	3LDK	6/6/5(板)/LDK	64.4	3階	0	
		伏見区	④	小栗栖西		S45	1630	1戸	③	16,900～31,500	3DK	6/4.5/4.5/DK	40.3	山手 4階
	⑤	小栗栖西	S45	1戸	③	16,900～31,500		3DK	6/4.5/4.5/DK	40.3	山手 4階	0		
特別賃貸住宅	左京区	⑥	岩倉長谷	S44	350	1戸	③	16,100～33,400	3K	6/6/4.5/K	38.7	5階	0	
		⑦	岩倉長谷	S45		1戸	③	16,200～35,400	3K	6/6/4.5/K	38.7	5階	0	
					合計	7戸								

- (注1) 家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。
家賃月額は、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります。(入居時の家賃月額は、入居説明会の時にお知らせします)
- (注2) 収入基準の欄の②は、裁量階層(12ページ参照)に該当する世帯です。
- (注3) 間取り例にある(板)とは、床材がフローリングや塩化ビニール貼等の洋室のことです。(優先入居住宅も同じ)
- (注4) 備考欄に「風呂なし(設置不可)」と記載された住戸以外は風呂を設置しています。(優先入居住宅も同じ)
- (注5) 「参考倍率」は過去5カ年の数値を用いていますが、その間に募集実績がなかった場合は、「/」と記載しています。
- (注6) 一部、有料で駐車場を設置している団地があります。空きがある場合は、入居決定後に別途申込んでください。(優先入居住宅も同じ)
- (注7) 募集住戸の階数(予定)は予定階数欄に記載してあります。整備工事の都合等により変更される場合があります。
- (注8) 単身での入居申込は、備考欄に **単身入居可能住戸** と表示してある住宅に限ります。
今回は単身で入居可能な住戸はありません。
- (注9) 備考欄に **申込資格4人(または3人)以上世帯** と表示してある募集住戸への入居申込は、表示された人数以上いる世帯である必要があります。(優先入居住宅も同じ)
- (注10) この住戸では予定階数は選ぶことはできません。当選順位1位の方から昇順で決定します。
- (注11) メゾネットとは、専用の内階段を用いて2層に分かれた室内部分を結んだ構造の部屋配置です。
- (注12) 小栗栖西団地の1棟～24棟は急な坂道を上がったところに建っているため、予定階数欄に「山手」と記載しています。

○申込は、団地番号①から⑦で1つしか申込できません。
2戸以上申し込まれた場合は全部無効となります。

3

申込資格と申込方法

①

申 込 資 格

1 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻と同様の関係にある人又は婚約者を含む。）があること。

○入居の際には申込者全員が同時に入居できること。

○申込後、申込書記載の同居親族の変更は認められません。

○同居親族が婚約者である場合は、期限までに入籍する者に限ります。（5 ページ参照）

○婚約者が変わった場合は、申込を無効とします。

○家族を不自然に分割・同居等の申込は認められません。

・ 特別の事情がない限り、父母や夫婦の分離、兄弟のみの入居は認められません。

・ 配偶者以外の別居親族との同居予定での申込は認められない場合があります。

○内縁の配偶者については、住民票などにより確認できること。（続柄が未届の夫又は妻）

○未成年のみの世帯等、一般に契約を結ぶことができない年齢にある場合は申込できません。

○原則として、公営住宅（府営住宅・市営住宅等）の名義人は申込できません。また、同居することもできません。

2 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

原則として以下のいずれかの **住宅困窮理由** に該当する必要があります。

その他、住宅困窮として認められる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

住宅困窮理由	状 況	留意点
住宅狭小	家族構成等も考慮した上で、現在の住宅が狭小で不適当な居住状態にあると認められる場合	世帯の構成人数と年齢による基準がありますので、前にお問い合わせください。
高家賃	現在の住宅の家賃が、収入に比して高い場合	家賃には、共益費、駐車場代及び保険代等は含まれません。 生活保護受給者のうち、家賃月額又は更新料の支払いに自己負担額（住宅扶助費との差額）が発生する方は対象となります。 確定申告で、自宅の家賃全額が地代家賃経費に認められている場合は対象となりません。現在の住宅の家賃が申込先の府営住宅の家賃より高い方が対象となります。
結婚	期限までに入籍される方、あるいは入籍後1年以内の方で 住宅に困窮 されている場合	入籍されていない方は、期限までに婚姻届受理証明書を提出されないと失格になります。
立退き要求	家主から立退きの要求を受け、適当な移転先がないため住宅に困窮している場合	家賃滞納やトラブル等、自己の責めによる立退きの場合は対象となりません。
生活設備不便	専用の台所、洗面所、便所及び浴室のうち、どれかひとつでも欠けている住宅に居住している場合	老人ホームや会社の寮等にお住まいの方は対象となりません。 故障、老朽化によるものは対象となりません。 生活環境による理由では対象となりません。

3 現に京都府内に住所又は勤務場所があること。

4 入居者及び同居者の収入（所得）の合計が、公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入（所得）の範囲内であること。（詳しくは9～12ページの収入基準をご覧ください。）

5 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと。

※入居者資格については、関係機関に照会します。

②

申込についての注意

1 次のような場合は、申込をされても失格となります。

- (1) 申込書、その他必要書類の記載内容について証明ができないとき。
- (2) 事実と違うことを書いて申込んだとき。
- (3) 当選後、住民票、課税証明書（所得の金額の内訳及び扶養控除額が記載されたもの）、その他京都府が指定した必要書類を提出されないとき。

2 自家所有者の申込について

自家所有者は、原則として申込むことはできませんが、売却等により自家所有者でなくなる方で次の書類を提出できる場合は、申込むことができます。

- (1) 媒介契約書、競売開始決定通知等……当選後に提出のこと
- (2) 所有権移転登記後の登記簿謄本、（競売）売却決定通知……

（令和8年9月7日（必着）までに提出されないと失格になります。）

3 婚約者との申込について

入籍の翌月の入居になります。ただし、令和8年9月7日（必着）までに婚姻届受理証明書を提出されないと失格になります。

4 離婚協議中の申込について

夫婦を分離しての申込は原則としてできませんが、現在離婚協議中の方は、申込むことができます。ただし、令和8年9月7日（必着）までに離婚届受理証明書を提出されないと失格になります。

（注）裁判所から保護命令が出されている等のDV被害者の方はご相談ください。

5 その他京都府が指定した必要書類について上記2～4同様の提出期限となります。

③

申込時の必要書類

- 1 受付期間に以下の申込時の必要書類等を申込専用封筒に入れて京都府営住宅管理センターまで郵送（必着）してください。（受付時間外の到着は無効です。）

申込時の必要書類等（すべての必要事項を記入の上提出してください）

- 府営住宅等入居申込書（原本）
 - *必ず今回の申込専用封筒に同封してあるものを使用してください。
- 収入（所得）並びに控除を証明する書類（入居予定者全員のものがが必要です。）
 - *申込時に収入のない方（無職の方）は、無職であることを証明する書類が必要です。
 - *詳しくは6～8ページを参照してください。

2 収入（所得）を証明する書類について

令和8年8月5日時点で収入（所得）のある方全員（義務教育終了以上）については、次表の区分により必要書類を提出してください。

ただし、生活保護扶助費・雇用保険金・労災保険金・遺族年金・障害年金・傷病恩給・損害保険金・仕送り等課税されない所得は収入から除外されます。

給与所得の方（アルバイト・パートを含む）

現在の職場	収入の計算期間	証明書の種類	証 明 先
令和7年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和7年1月1日から令和7年12月31日まで	●令和7年分源泉徴収票(写し) (印字されたものは証明印省略可)	勤 務 先 (証明印押印の ものに限る)
令和7年中に1ヵ月以上休職された方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●給与支払証明書(原本) (この案内書に添付のもの)	
令和7年1月2日以降に就職し、申込時まで1年以上たっている方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●給与支払証明書(原本) (この案内書に添付のもの)	勤 務 先 (証明印押印の ものに限る)
勤務してから1年未満の方	就職した月から申込月の前月まで	●給与支払証明書(原本) (この案内書に添付のもの)	勤 務 先 (証明印押印の ものに限る)

○就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{ヵ月} + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$$

事業所得の方

現在の事業	収入の計算期間	証明書の種類	証 明 先
令和7年1月1日以前から引き続き営業している方	令和7年1月1日から令和7年12月31日まで	●令和7年分の所得税の確定申告書(控)	
令和7年1月2日以降に開業し、申込時まで1年以上たっている方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●営業実績証明書(原本) (この案内書に添付のもの) により「総収入－必要経費＝所得」を月別に記入	本人による証明
現在の事業を開業後、申込時まで1年に満たない方	開業した月から申込月の前月まで	●営業実績証明書(原本) (この案内書に添付のもの) により「総収入－必要経費＝所得」を月別に記入	本人による証明

○開業1年未満の方の年間総所得金額の算出方法

$$\frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{ヵ月} = \text{推定年間総所得金額}$$

○開業後1ヵ月未満の方は事前に管轄の管理センターに電話で問い合わせてください。

年金収入（所得）のある方

年金収入のある方は直近の年金通知書（はがき）等の写しを提出してください。
企業年金、年金基金、個人年金等の年金通知書の写しも提出してください。

3 収入（所得）のないことを証明する書類について

収入（所得）のない方

申込時に収入（所得）のない方（義務教育修了以上）は、**全員の方**から次に掲げる証明書類のいずれかの証明書類を提出してください。

(1) 在学証明（アルバイト等をしていない方）

申込者・同居予定者のうちで高校・短大・大学・各種学校に在学中の方は、学生証の写し（もしくは在学証明書）

(2) 無職無収入証明書（以下のうちひとつ）

最新年度の（非）課税証明書（収入額がないことがわかるもの）、健康保険証（国民健康保険証を除く）、退職証明書（退職後3ヶ月以内のもの）、雇用保険受給資格者証（受給中のみ）、離職票（離職後3ヶ月以内のもの）、生活保護受給証明書（原本提出）、支援給付受給証明書（原本提出）、民生委員による状況確認報告書又は無職証明書（直近のもの）等

4 生活保護（支援給付）を受けている方

生活保護（支援給付）を受けている方は、直近の生活保護（支援給付）受給証明書（原本）を申込時に提出してください。

また、住宅困窮理由（4ページ参照）のわかるものを提出してください。

④

当選後の必要書類

1 当選後（当選者のみ）に以下の必要書類を提出していただきます。

当選者には改めて当選通知（郵便）で必要書類をお知らせしますので、よく確認のうえ、当選通知に同封の返信用封筒に必要な切手を貼って、必要書類全部を期限日までに必ず提出してください。なお、特に指定のない場合は必要書類の原本を提出してください。

当選後の必要書類（詳細は当選通知を確認してください）

- 収入（所得）を証明する書類（6～7ページ参照）
令和8年8月5日時点で収入のある方の**全員**の証明書類を提出してください
- 収入（所得）のないことを証明する書類（7ページ参照）
令和8年8月5日時点で収入のない方の**全員**（義務教育修了以上）の証明書類を提出してください
- 生活保護を受けている方は、生活保護受給証明書（原本）（7ページ参照）
- 支援給付を受けている方は、支援給付受給証明書（原本）（7ページ参照）
- 障害のある方は障害者手帳の全ページ（写し可）
- 認印
- その他京都府が必要とする書類

2 当選された方の住民票について

住民票（当選された方のみ提出していただきます。）については、入居予定者を含む世帯全員の住民票を提出してください。

なお、住民票の交付を受けられる場合は、「世帯主」又は「世帯主との続柄」の記載のある住民票（外国人住民の場合は、「在留期間等」「在留期間満了日」「在留資格」「国籍・地域」も明記したもの）を請求してください。

他の親族と同居中の場合は、同居者全員の住民票も提出してください。

住民票以外にも当選後に提出していただく必要書類があります。当選通知でお知らせします。

⑤ 申込書の書き方

- 1 各欄に記入のないもの、記載内容が不明瞭なものや、事実と異なった記入をした場合は、申込が無効となります。特に申込者の現住所・氏名・希望別団地番号・住宅困窮等の理由は必ず正確に記入してください。
- 2 「**現住所**」は申込時現在住んでいる住所を記入してください。アパート・寮等に住んでいる方はその名称及び部屋番号を、また、親・親族の家に同居・他人の家に間借り等をしている方はその家の世帯主名を（〇〇〇〇様方）と記入してください。（現住所が住民票と違う場合は、必ず事前に電話でご相談ください。）
- 3 「**勤務先の所在地**」は現在通勤している**事業所の住所**を記入してください。例えば営業所勤務の場合は、営業所の住所を記入してください。（一時的な通勤先は除く。）
- 4 「入居者及び同居親族」欄は、府営住宅に入居を希望される申込者を氏名ふりがな・続柄・生年月日・年齢・性別・職業（無職の場合は空白ではなく“無職”と記入）・1年間の所得額・同居別居の別（婚約者以外で別居している方がいる場合は必ず事前に電話でご相談ください）等を正確に記入してください。また、**婚約者の場合は続柄を“婚約者”**と記入してください。
外国人の方は在留カード記載の通りの氏名とそのふりがなを記入してください。また、通称が記入できるのは住民票に通称が記載されている場合のみです。
- 5 「1年間の所得額」は、**収入基準（9～12ページ）**についての説明をよく読んで記入してください。
- 6 「現住所の使用関係」の「**自家**」とは、申込者及び同居親族が所有権を有する建物（持ち家）、「**借家**」とは一戸建てまたは連棟（長屋）の賃貸住宅、「**アパート**」とは賃貸の集合住宅、「**間借**」とは他人の家に同居、「**同居**」とは親族の家に同居、「**UR（旧公団）住宅**」とはURの賃貸住宅、「**公営**」とは府営住宅・市営住宅等のことをいいます。その他に申込者及び同居親族以外の方の名義の住宅等に居住されている場合は「その他」に丸印を付けて「（ ）」の中に具体的に記入してください。
- 7 「入居を希望する住宅等」欄の「**型別**」については、同一団地で団地名（型別）欄に（2DK）・（3DK）等の表示がある場合にのみ記入してください。
- 8 「**住宅困窮等の理由**」は4ページを参照してください。
- 9 **婚約者と申込をする方は「婚約証明」欄も必ず記入・押印してください。**
- 10 「現在お住まいの住宅の状況」欄は該当する項目を○でかこみ、必要事項を記入して下さい。
住戸専用面積には、寝室、食事室兼台所、便所、浴室、収納スペース等を含みますが、共同住宅の共用部分及びバルコニー等は含まない面積を記入してください。
- 11 「現在お住まいの住宅の状況」欄の「**借家・アパート等の借主（名義人）の氏名**」は自宅の賃借人を記入してください。申込者が賃借人の場合は「申込者との続柄」は“本人”と記入してください。

⑥ 収入基準

1 〔年間総収入金額による基準早見表(1)〕 でみる場合

申込家族の中で給与所得者が1人で控除対象者がいない場合

(控除対象者とは11ページに掲載している人をいいます。)

【年間総収入金額による基準早見表(1)】 (総収入額)

(単位：円)

種 別	収入 基準	同居親族及び扶養親族（申込者を除く）							
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
府営住宅	①	0 〃 2,967,999	0 〃 3,511,999	0 〃 3,995,999	0 〃 4,471,999	0 〃 4,947,999	0 〃 5,423,999	0 〃 5,895,999	0 〃 6,371,999
	裁量 階層 ②	0 〃 3,887,999	0 〃 4,363,999	0 〃 4,835,999	0 〃 5,311,999	0 〃 5,787,999	0 〃 6,263,999	0 〃 6,720,000	0 〃 7,143,999
特別賃貸 府営住宅	③	0 〃 5,371,999	0 〃 5,847,999	0 〃 6,323,999	0 〃 6,773,334	0 〃 7,195,556	0 〃 7,617,778	0 〃 8,040,000	0 〃 8,463,999

(注) 裁量階層（12ページ参照）に該当する世帯については、府営住宅の収入基準欄②の収入基準となります。

2 〔年間総所得金額による基準早見表(2)〕 でみる場合

前記1以外の場合であって例えば

- ①申込家族の中に給与所得者が2人以上いる場合
- ②事業所得者の場合
- ③申込家族の中に給与所得・事業所得・年金所得等複数の所得者がいる場合
- ④申込家族の中に控除対象者がいる場合

【年間総所得金額による基準早見表(2)】 (総所得額)

(単位：円)

種 別	収入 基準	同居親族及び扶養親族（申込者を除く）							
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
府営住宅	①	0 〃 1,896,000	0 〃 2,276,000	0 〃 2,656,000	0 〃 3,036,000	0 〃 3,416,000	0 〃 3,796,000	0 〃 4,176,000	0 〃 4,556,000
	裁量 階層 ②	0 〃 2,568,000	0 〃 2,948,000	0 〃 3,328,000	0 〃 3,708,000	0 〃 4,088,000	0 〃 4,468,000	0 〃 4,848,000	0 〃 5,228,000
特別賃貸 府営住宅	③	0 〃 3,756,000	0 〃 4,136,000	0 〃 4,516,000	0 〃 4,896,000	0 〃 5,276,000	0 〃 5,656,000	0 〃 6,036,000	0 〃 6,416,000

(注) 裁量階層（12ページ参照）に該当する世帯については、府営住宅の収入基準欄②の収入基準となります。

3 「年間総所得金額」の求め方

給与所得の方（アルバイト・パートを含む）

○次表により「年間総収入金額」から「年間総所得金額」を算出してください。

（2人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算してください。）

【年間総所得金額算出のしかた】

年 間 総 収 入 金 額	年 間 総 所 得 金 額
651,000円未満	0円
651,000円以上1,900,000円未満	年間総収入金額－65万円
1,900,000円以上3,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.7－8万円
3,600,000円以上6,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.8－44万円
6,600,000円以上8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9－110万円

※端数整理の方法（年間総収入金額が1,900,000円以上6,600,000円未満の場合のみ）

年間総収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て、4,000をかけてください。

（例）2,859,999円の場合

$2,859,999 \div 4,000 = 714.99975$

$714 \times 4,000 = 2,856,000$ 円

○就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法

$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{か月} + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$

事業所得の方

○年間総収入金額から必要経費を控除した額

○開業1年未満の方の年間総所得金額の算出方法

$\frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{か月} = \text{推定年間総所得金額}$

年金収入（所得）のある方

○次表により「年間年金総収入金額」から「年間年金総所得金額」を算出します。

（2人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算してください。）

【年間年金総所得金額算出のしかた】

受給者の年齢	年間年金総収入金額(A)	年間年金総所得金額
65歳未満の者	60万円以下	=0
	60万円を超え130万円未満	(A)－60万円
	130万円以上410万円未満	(A)×0.75－27万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×0.85－68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×0.95－145万5千円
65歳以上の者	110万円以下	=0
	110万円を超え330万円未満	(A)－110万円
	330万円以上410万円未満	(A)×0.75－27万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×0.85－68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×0.95－145万5千円

(注) 公営住宅の所得計算の特例により、給与および年金に係る所得額から、10万円（10万円未満の場合はその額）を控除します。

- 4 申込家族の中に前記3にかかる複数の所得者がある場合は、それぞれ算出し合算した額が年間総所得金額となります。
- 5 生活保護扶助費・雇用保険金・労災保険金・遺族年金・障害年金・傷病恩給・損害保険金・仕送り等課税されない所得は収入から除外されます。
- 6 控除対象者がいる場合は、3により算出した額から、それぞれ下表に該当する控除額を差し引いた額が年間総所得金額となります。

【収入計算で控除する種類と控除額】

種 類	要 件	控 除 額
同一生計配偶者で70歳以上の者 老 人 扶 養 親 族	70歳以上の人	1人につき 10万円
扶 養 親 族	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	1人につき 25万円
障 害 者 (特別障害者を除く) (右の要件のいずれかに該当すること)	イ 身体障害者手帳の交付を受けている人 ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている人 ハ 精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された人 ニ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	1人につき 27万円
特 別 障 害 者 (右の要件のいずれかに該当すること)	イ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級又は2級に該当する人 ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第3項症までに該当する人 ハ 原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた人 ニ 心神喪失の常況にある人又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された人 ホ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級に該当する人	1人につき 40万円
寡 婦	下記の「ひとり親」に当てはまらない人で、次のイ～ロのいずれかに当てはまる人 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象外 イ 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人	その者に所得がある場合 27万円 (その者の所得金額が27万円) (未満の場合はその金額)
ひ と り 親	現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明などの人で、次のイ～ロの全てに当てはまる人 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象外 イ 総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がおり、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていないこと ロ 合計所得金額が500万円以下であること	その者に所得がある場合 35万円 (その者の所得金額が35万円) (未満の場合はその金額)

7 裁量階層（府営住宅申込収入基準が緩和される世帯）は、次に掲げる世帯です。

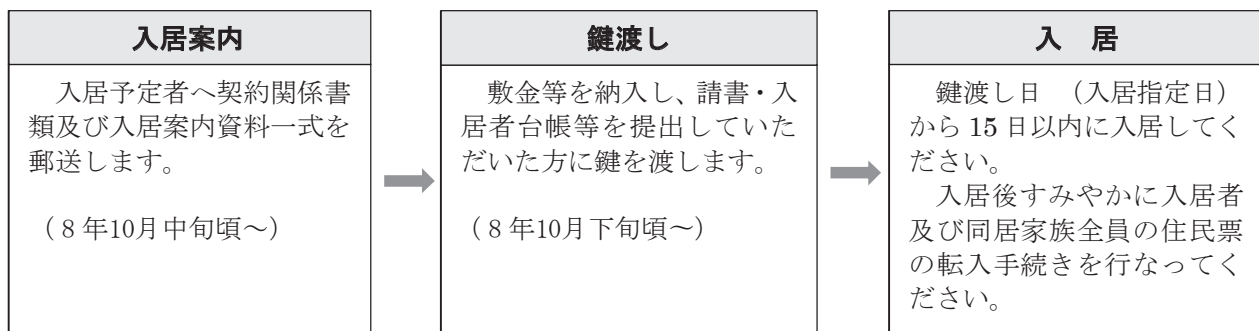
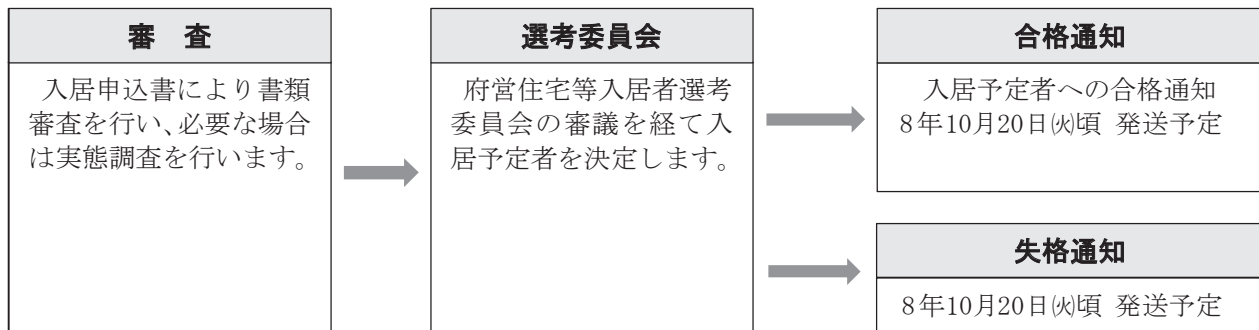
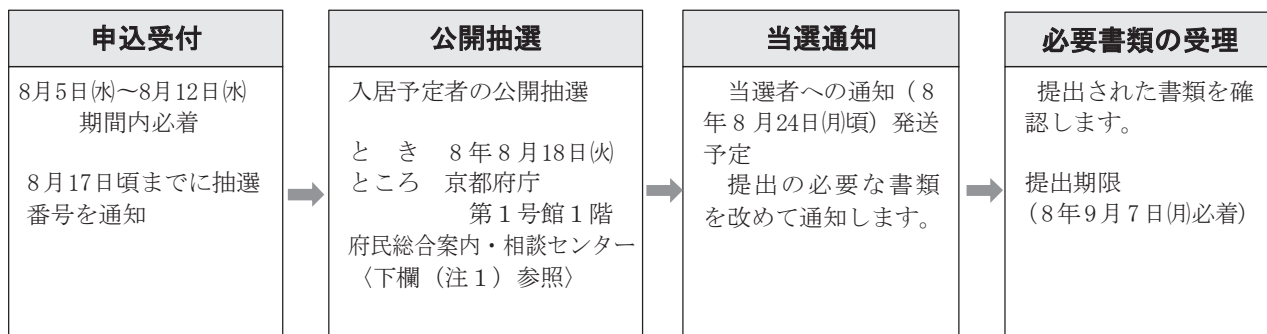
次のいずれかに該当する世帯については、年間総収入金額又は年間総所得金額（9 ページ）による〔基準早見表(1)、(2)〕が府営住宅の収入基準欄②の金額となります。（入居できる収入の上限が引き上げられます。）

世帯区分	要 件	必要書類
障 害 者	イ 申込者又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級から4級まで）	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込者又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級又は2級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高 齢 者	イ 申込者が60歳以上で、同居親族の方が全員「18歳未満又は60歳以上」である場合 ロ 申込者が60歳以上の者（単身者）	世帯全員の住民票
戦 傷 病 者	申込者又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原 子 爆 弾 被 爆 者	申込者又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
引 揚 者	申込者又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して5年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
ハ ン セ ン 病 療 養 所 入 所 者 等	平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者	入所していたことを証明する療養所長の証明書
新 婚 世 帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満でかつ婚姻後1年未満の者がある場合（夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。）	婚姻届受理証明書等
小学生以下の子ども の いる 世 帯	入居時点において、同居者に小学校6年生以下（入居後最初の4月1日時点で満13歳未満）の者がある場合	世帯全員の住民票
多 子 世 帯	今回の受付期間初日において、同居者に18歳未満の者が3人以上ある場合	世帯全員の住民票

（注） 裁量階層に該当していた世帯であっても、該当する必要条件が満たされなくなった場合は、年間総収入金額又は年間総所得金額（9 ページ）による基準早見表(1)(2)が府営住宅の収入基準欄①の金額となります。その場合は家賃月額が増加することがあります。

4

申込受付から入居まで



- (注1) 公開抽選の結果については、当センター及び府民総合案内・相談センターに掲示し、ホームページにも掲載します。当選者には通知を送付します。
 住民票等の必要書類の提出についてもお知らせします。
 電話照会は、抽選日の午後3時以降に応じます。
- (注2) 当選された方は、住民票・課税証明書その他、必要に応じて戸籍謄本や各種証明書等を提出していただきます。
- (注3) 入居予定者となった方が、やむを得ず入居を辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- (注4) 鍵渡しまでに府営住宅室内をご覧くださいことはできません。

◆ 審 査

- 1 当選者について審査を行います。
- 2 審査では、申込書の記載内容を証明していただくために、住民票、課税証明書等の必要書類を提出していただき、必要に応じて実態調査を行います。
- 3 住民票、課税証明書等や必要書類を提出しないとき、又は申込書の記載内容が証明できないときや虚偽であることが判明したときには、失格となります。
(必要書類の提出期限は、令和8年9月7日(必着)です。)
- 4 入居予定者は、京都府府営住宅入居者選考委員会の審議を経て京都府が選定します。
(入居予定者への合格通知は、令和8年10月20日頃に発送予定です。)
- 5 入居予定者となった方が、やむを得ず入居を辞退する場合は、入居説明会までに辞退届を提出してください。なお、入居辞退の連絡がなく、入居説明会に欠席した場合は、入居説明会翌日に入居予定者としての資格を失います。
- 6 当選者が失格・辞退したときは、補欠者に必要書類を提出いただき、審査、選考委員会の審議を経て、入居予定者を決定します。その場合の入居時期は令和8年11月下旬頃以降の予定となります。

◆ その他

1 緊急連絡先

入居に当たっては緊急連絡先の届出が必要です。

- 緊急連絡先届出書により、緊急連絡先を届け出て下さい。
- 緊急連絡先についての注意事項
 - (1) 入居者及び緊急連絡先の個人情報について、管理上必要となる範囲で収集、利用、提供することについて同意をお願いしています。なお、この入居者及び緊急連絡先の個人情報は、府営住宅管理の目的の範囲内でのみ用いることとし、この目的以外には使用いたしません。
 - (2) 入居者の安否確認、事件・事故等の緊急時にご協力をお願いする場合がありますので可能な限り同居者以外の親族で連絡のつきやすい方を連絡先として届け出て下さい。ただし、難しい場合は、親族以外の方又は法人その他の団体(福祉施設等)でも構いません。
 - (3) 緊急連絡先はできるだけ2人届け出て下さい。ただし、難しい場合は、1人でも構いません。

※なお、令和2年4月1日以降の入居については、連帯保証人が不要となりました。

2 敷金は家賃月額の3か月分を鍵渡し時に必要です。

3 府営住宅には、無断で他の親族等を同居させることはできません。

4 府営住宅では動物の飼育はできません。

(犬や猫などを飼いますと、なき声・臭い等で隣近所に迷惑をかけますので、絶対に飼わないでください。)

5 府営住宅を住まい以外の目的に使用することはできません。

6 その他府営住宅条例・規則及び京都府の指示に従わなければなりません。

5

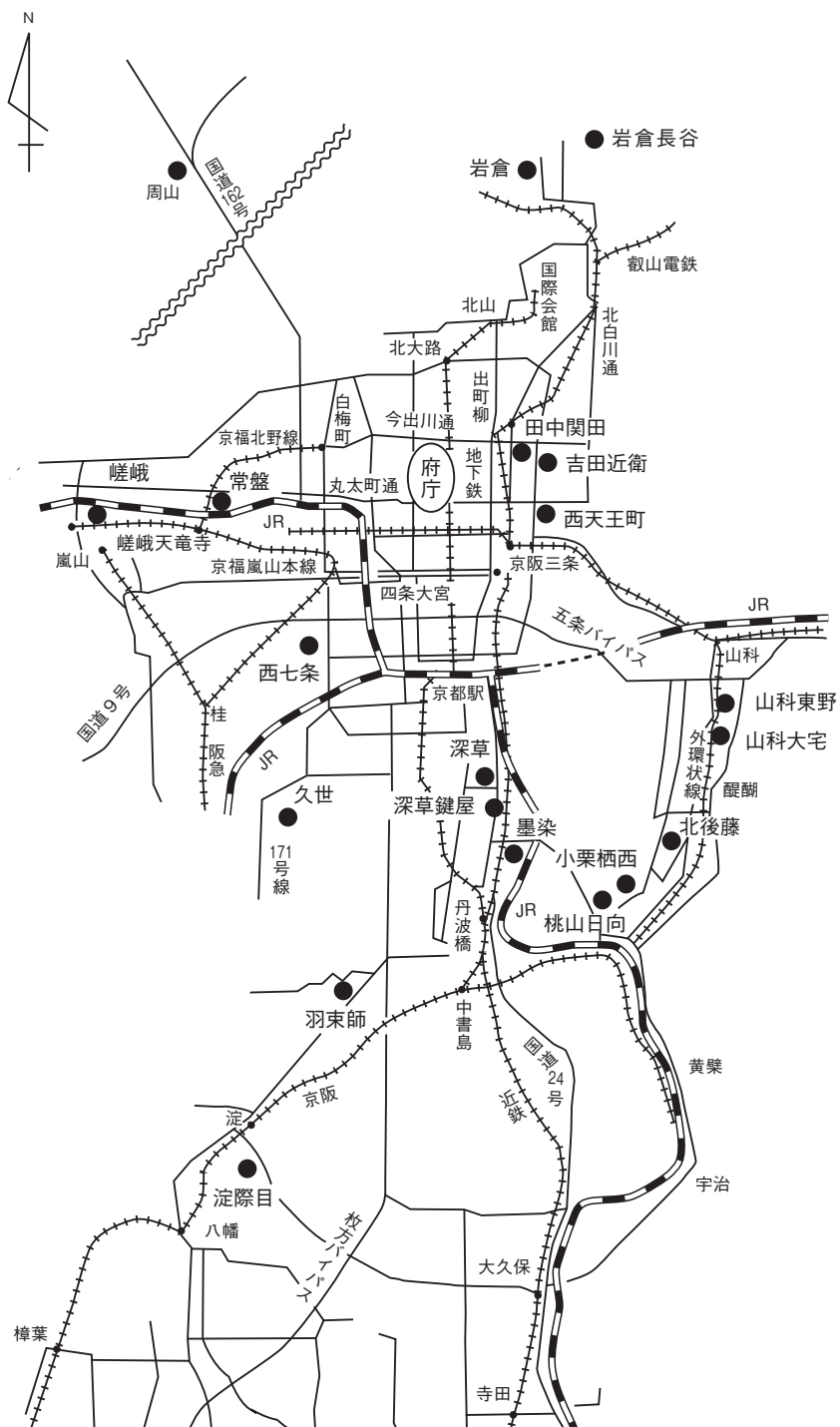
主な府営住宅 所在地・位置図

●京都市地域

建設 年度	団 地 名	団地 戸数	所 在 地	交 通 機 関
昭和43, 44	岩 倉	350	左京区岩倉上蔵町	市バス・京都バス岩倉実相院下車、3分
昭和43～45	岩 倉 長 谷	350	左京区岩倉長谷町	京都バス村松集会所下車、北東へ2分
平成元	田 中 関 田	59	左京区田中関田町	市バス出町柳駅前下車、東へ5分
昭和61	西 天 王 町	30	左京区岡崎西天王町	市バス熊野神社前下車、東南へ5分
昭和62	吉 田 近 衛	50	左京区吉田近衛町	市バス近衛通下車、1分
平成4	西 七 条	31	下京区西七条名倉町	市バス西大路花屋町下車、西へ3分
平成5	山 科 東 野	61	山科区東野南井ノ上町	地下鉄東野駅下車、東南へ12分
平成8	山 科 大 宅	121	山科区大宅打明町	地下鉄柳辻駅下車、東へ10分
平成22, 25	桃 山 日 向	180	伏見区桃山町日向	京阪バス山ノ下 下車、5分
昭和45～48	小 栗 栖 西	1,630	伏見区小栗栖中山田町	京阪バス小栗栖下車、8分
昭和50, 51	羽 束 師	225	伏見区羽束師古川町	市バス免許試験場前下車、東へ5分
昭和51, 52	北 後 藤	540	伏見区小栗栖北後藤町	地下鉄醍醐駅下車、10分
昭和52, 53	淀 際 目	200	伏見区淀際目町	京阪バス藤和田下車、5分
昭和56, 58	深 草 鍵 屋	70	伏見区深草北鍵屋町	京阪墨染駅下車、西へ5分
昭和59	墨 染	41	伏見区深草中ノ島町	京阪墨染駅下車、東へ5分
平成11, 13	深 草	96	伏見区深草池ノ内町	京阪藤森駅下車、南西へ7分
平成元, 2	久 世	36	南区久世築山町	市バス築山下車、7分
昭和63	嵯 峨 天 竜 寺	56	右京区嵯峨天龍寺北造路町	J R 嵯峨嵐山駅下車、西へ10分
平成12	常 盤	50	右京区常盤窪町	京福北野線常盤駅下車、南へ3分
平成3	周 山	18	右京区京北周山町	J R バス 周山下車、10分

●京都市地域

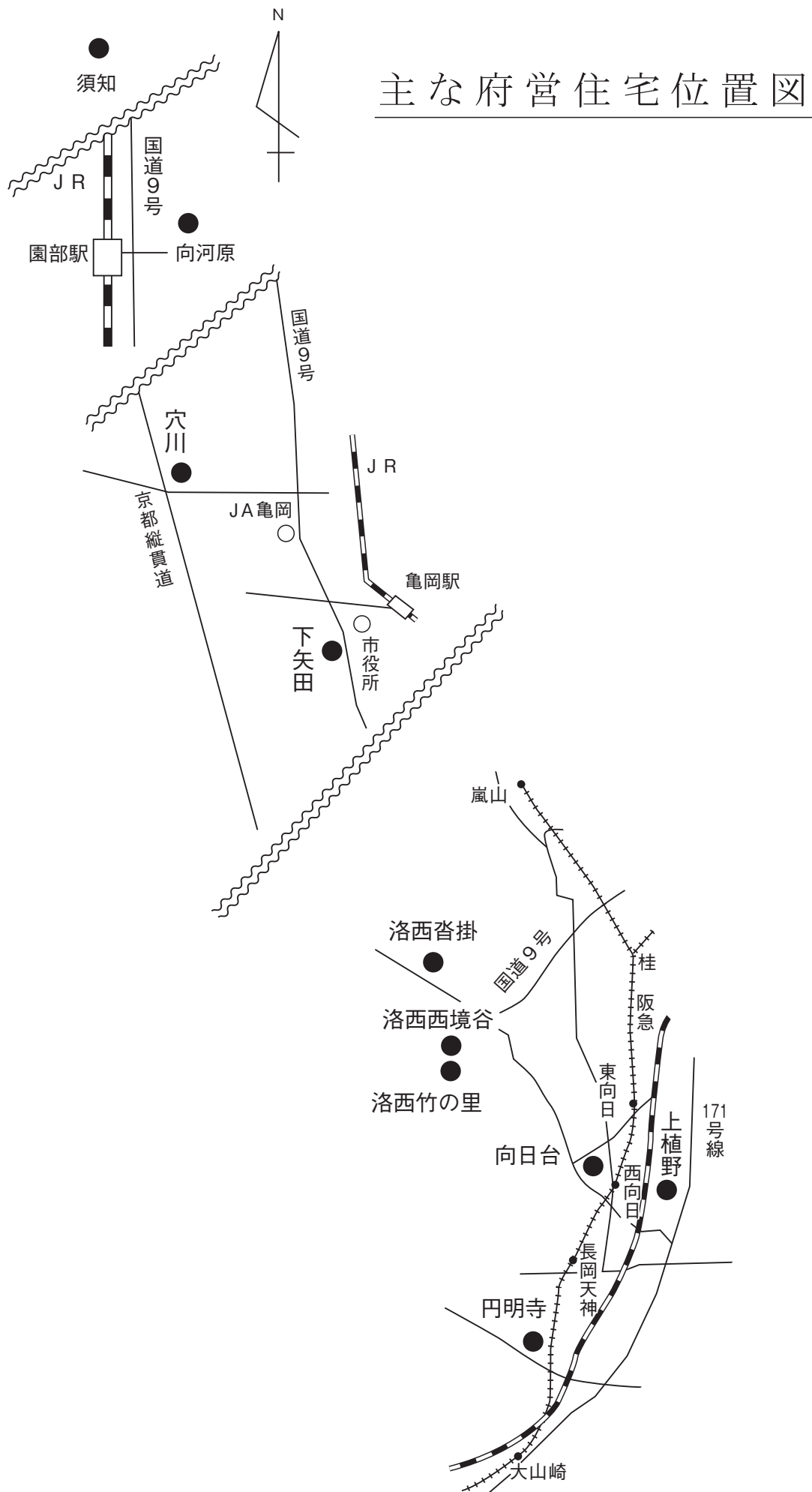
主な府営住宅位置図



●乙訓・南丹地域

建設 年度	団 地 名	団地 戸数	所 在 地	交 通 機 関
昭和53	洛 西 西 境 谷	360	西京区大原野西境谷町	市バス西境谷町3丁目下車、1分
昭和53, 54	洛 西 竹 の 里	439	西京区大原野 ^東 竹の里町 ^西	同上
昭和57, 63	洛 西 沓 掛	70	西京区大枝沓掛町	市バス・京阪京都交通バス国道沓掛下車、 北西へ3分
昭和41, 42	向 日 台	495	向日市寺戸町・向日町	阪急東向日駅下車、南西へ20分 阪急バス向日台団地下車、1分
平成6, 7, 9	上 植 野	206	向日市上植野町	阪急西向日駅下車、20分 JR長岡京駅下車、25分
平成8	円 明 寺	48	乙訓郡大山崎町円明寺	阪急西山天王山駅下車、8分
平成5, 7	穴 川	178	亀岡市吉川町	JR亀岡駅から京阪京都交通バス穴川下車3 分・西口下車15分
平成5, 6	下 矢 田	33	亀岡市下矢田町	JR亀岡駅下車、南へ15分
平成15	向 河 原	69	南丹市園部町小山東町	JR園部駅下車、北東へ10分
昭和49	須 知	10	船井郡京丹波町須知	JRバス新須知下車、3分

●乙訓・南丹地域



6

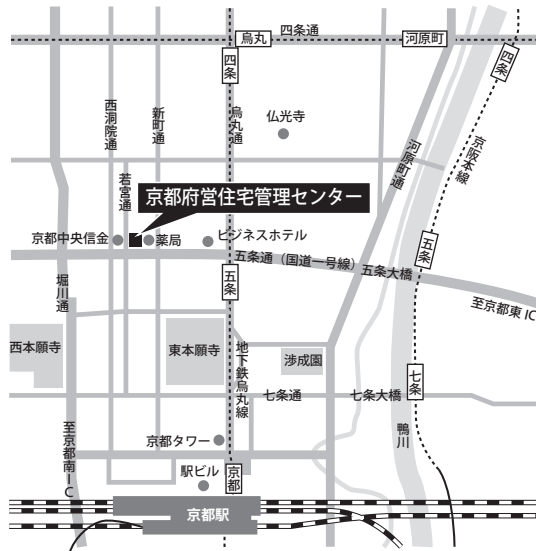
京都府京都市、乙訓・南丹地域 郵送場所及び抽選会場案内図

(1) 郵 送 先

京都府営住宅管理センター

京都市下京区五条通新町西入る西鋸屋町18番地 トミタビル7階

令和8年8月5日(水)～8月12日(水)



※山城地域の府営住宅の申込は、
この会場ではできません。
※多子・新婚・子育て世帯以外の
特定目的による優先入居募集の
申込はこの会場ではできません。

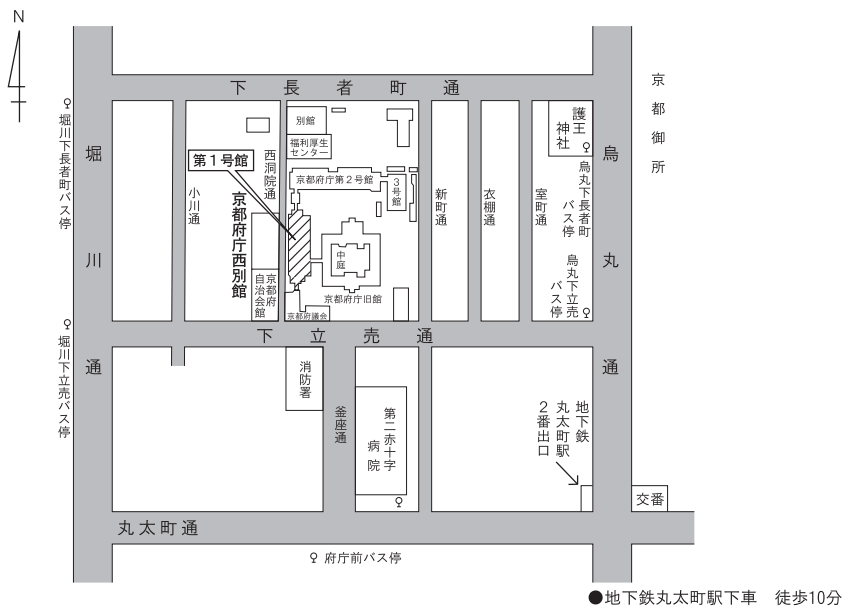
(2) 抽選会場

京都府庁第1号館 1階 府民総合案内・相談センター

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

令和8年8月18日(火)

午前10時30分頃から午前11時頃まで(終了時間は前後する場合があります。)



※ 来客用駐車場はありません。

令和8年6月・7月募集の再募集

A 票

府 営 住 宅 等 入 居 申 込 書									
京都府知事様			令和8年8月5日						
			氏名 住宅太郎						
この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないこと及び申込者又は同居しようとする親族が現在暴力団員ではなく、府営住宅等入居後も暴力団員とならないことを誓約し、次のとおり申し込みます。 また、入居者資格についての関係機関への照会に同意します。 アパート名・部屋番号までご記入ください。									
申 込 者	現住所	〒605-0000 京都市東山区○○○町▽▽▽番地 ■■■マンション◆棟◇◇◇号					携帯電話090-1234-xxxx(妻) 電話075-567-◇◇◇◇		
	ふり氏 がな名	住宅太郎		生年月日 (年齢)	昭和○年○月○日生(48歳)				
入 居 者 及 び 同 居 親 族	勤務先の名称 所在地	住宅供給 株式会社 京都営業所 京都市上京区○○○町△△△番地〈派遣元〉住宅派遣(株)京都支店					電話075-432-☆☆☆☆		
	ふり氏 がな名	続柄	生年月日 (年齢)	性別	職 業	所得額	の別(現在)	備考	
	住宅太郎	本人		男	派遣社員		無記入でも結構です。		
	花子	妻	50年0月0日生 (42歳)	女	無職		同居・別居		
	一郎	長男	40年0月0日生 (17歳)	男	アルバイト (高校3年生)		同居・別居		
	二郎	二男	40年0月0日生 (15歳)	男	無職 (中学3年生)		同居・別居		
			年 月 日生 (歳)				同居・別居		
現住所の 使用関係	自家・借家・ <u>アパート</u> ・間借・同居・UR住宅(旧公団)・公営・その他()								
希望別 (入居を希望する住宅等)	団地番号	団 地 名		種 別					
	④	小栗栖西 3DK		府営住宅	特定公共賃貸府営住宅	<u>特別賃貸府営住宅</u>			
住宅困窮理由 (該当する項目に○印を付けてください)	1 住宅狭小 2 <u>高家賃</u> 3 結婚 4 立退き要求 5 生活設備不便			※ 申込受付番号 第 号			(その内容を具体的に記入してください) 募集案内書4頁の2に記載の住宅困窮理由を参考にご記入ください。		

(注) 以下の記載は、省略しています。

(注) ボールペンで記入してください(消せるボールペンは不可)。

給 与 支 払 証 明 書

(京都府営住宅入居申込用)

住 所												
氏 名			就職年月日		年 月 日		職 種					
月 別	給 与 内 訳				給 与 総 額	控 除 額		控 除 関 係				
	基 本 給	家 族 手 当	時 間 外 手 当	そ の 他		賞 与・臨時手当	所 得 税				そ の 他	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	控除対象 配偶者の 有 無 等 (該当の箇所) ○印		有	
月											無	
月											老人	
月									控除対象扶養親族数 (配偶者を除く)			
月									特定	老人	その他	
月									人		人	人
月									障 害 者 の 数			
月									特 別	その他		
月									人			人
月									寡婦又はひとり親			
月									寡 婦	ひとり親		
月												
計									(該当する場合は上記欄に○印)			

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

所在地 電 話 名 称 代表者

給与支払者

(印)

＜記入上の注意＞

- 1 ボールペンで記入してください。
- 2 この証明書には、過去1年間の給与（就職後1年に満たない場合には、就職月からの給与）について記入してください。
- 3 後日「賃金台帳」と照合させていただくことがありますので、正確に記入してください。
- 4 訂正箇所がある場合は、当該箇所に訂正印（代表者印）を押印してください。
- 5 通勤手当等非課税の所得については記入の必要はありません。

※ この欄は記入しないでください。() × 12 + () = ()

給 与 支 払 証 明 書

(京都府営住宅入居申込用)

住 所												
氏 名			就職年月日		年 月 日		職 種					
月 別	給 与 内 訳				給 与 総 額	控 除 額		控 除 関 係				
	基 本 給	家 族 手 当	時 間 外 手 当	そ の 他		賞 与・臨時手当	所 得 税				そ の 他	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	控除対象 配偶者の 有 無 等 (該当の箇所) ○印		有	
月											無	
月											老人	
月									控除対象扶養親族数 (配偶者を除く)			
月									特定	老人	その他	
月									人		人	人
月									障 害 者 の 数			
月									特 別	その他		
月									人			人
月									寡婦又はひとり親			
月									寡 婦	ひとり親		
月												
計									(該当する場合は上記欄に○印)			

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

所在地 電 話 名 称 代表者

給与支払者

(印)

＜記入上の注意＞

- 1 ボールペンで記入してください。
- 2 この証明書には、過去1年間の給与（就職後1年に満たない場合には、就職月からの給与）について記入してください。
- 3 後日「賃金台帳」と照合させていただくことがありますので、正確に記入してください。
- 4 訂正箇所がある場合は、当該箇所に訂正印（代表者印）を押印してください。
- 5 通勤手当等非課税の所得については記入の必要はありません。

※ この欄は記入しないでください。() × 12 + () = ()

(京都府営住宅入居申込用)

住 所							
氏 名		営業開始 年 月 日		年 月 日		業 種	
月 別	総収入金額 (A)	必要経費 (B)	必 要 経 費 内 訳		所得総額 (A)－(B)	控 除 関 係	
	円	円	円	そ の 他	円		
年 月			円		円	控除対象配偶者の有無等 (該当の箇所には○印)	有
月							無
月							老人控除 対象配偶者
月							特 定
月							老 人
月							その他
月							特 別
月							その他
月							寡 婦
月							ひとり親
計						障害者の数 寡婦又はひとり親 (該当する場合は右の欄に○印)	

令和	年	月	日	住所	氏名
				(名称)	

※ この欄は記入しないでください。

$$\left(\frac{\quad}{\quad} \right) \times 12 + \left(\quad \right) = \left(\quad \right)$$

- 1 ボールペンで記入してください。
- 2 「所得総額」欄は、所得税法第27条に定める総収入金額から必要経費を控除した金額（税、社会保険料等を控除する前の金額）を記入してください。
- 3 この証明書には、過去1年間の実績（営業開始後1年に満たない場合には、営業を始めた月からの実績）について記入してください。
- 4 後日台帳と照合させていただきます。

○		

府 営 住 宅 等 入 居 申 込 書

京都府知事様

年 月 日

ふりがな
氏 名

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないこと及び申込者又は同居しようとする親族が現在暴力団員ではなく、府営住宅等入居後も暴力団員とならないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

また、入居者資格についての関係機関への照会に同意します。

申 込 者	現 住 所	〒		携帯電話 電 話				
	ふりがな 氏 名		生年月日 (年齢)	年 月 日生(歳)				
	勤務先の名称 所 在 地	電話						
入 居 者 及 び 同 居 親 族	ふりがな 氏 名	続柄	生年月日 (年齢)	性別	職 業	1年間の 所得額	同居・別居 の別(現在)	備考
		本人				円		
			年 月 日生 (歳)				同居・別居	
			年 月 日生 (歳)				同居・別居	
			年 月 日生 (歳)				同居・別居	
			年 月 日生 (歳)				同居・別居	
			年 月 日生 (歳)				同居・別居	
			年 月 日生 (歳)				同居・別居	
現住所の 使用関係	自家・借家・アパート・間借・同居・UR住宅(旧公団)・公営・その他()							
希望別 (入居を希望する住宅等)	団地番号	団 地 名		種 別				
				府営住宅	特定公共賃貸府営住宅	特別賃貸府営住宅		
住宅困窮理由 (該当する項目に○印を付けてください)	1 住宅狭小 2 高家賃 3 結婚 4 立退き要求 5 生活設備不便	〈その内容を具体的に記入してください〉		※ 申込受付 番 号	第 号			

- 備考 1 該当する事項を○で囲んでください。
2 申込みは、募集の都度1世帯1戸ですから、同一世帯で2戸以上申込みされますと全部無効になります。
3 ※印の欄は、記入しないでください。

◇個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、京都府個人情報保護条例及び個人情報保護法を遵守します。

府営住宅等入居申込書及び添付書類に記載された個人情報については、京都府及び京都府から委託を受けた事業者は府営住宅等の入居資格審査、抽選、入居者決定等に係る事務の範囲内において利用します。

近居世帯優先入居に申込される方のみ記入してください。

※該当される場合のみ記入してください。

入居後3年経過後の収入審査において所得基準が緩和される場合があります。
募集案内書12ページの裁量階層（新婚世帯）を参照してください。

婚約者又は別居親族

[illegible]

※（注）これから下は記入しないでください。

総 所 得		控 除		扶養家族 人		
本人				限 度 額	総 所 得	
					一般・特賃・裁量() 0 円	
(小計)		(小計)			額	}
(合計)				円		円
合・否・保・調			超過 不足	審 査 員		
提出指示書類		期限	確認	提出指示書類		期限 確認
①世帯全員の住民票				②課税証明書		
③状況確認報告書・無職証明書				④健康保険証写		
⑤給与支払証明書（原本）				⑥営業実績証明書（原本）		
⑦障害者手帳写				⑧婚姻・離婚届受理証明書		
⑨退職証明書写・離職票写				⑩戸籍謄本（ ）分		
⑪所有権移転登記後の登記簿謄本				⑫年金通知葉書写		
⑬立退き通知書				⑭源泉徴収票写		
⑮家賃額のわかる書類写				⑯確定申告書写		
⑰生活保護決定通知書写				⑱生活保護受給証明書		
⑲自活状況申立書				⑳		
㉑				㉒		
㉓				㉔		
特記事項 () の配 偶 者 有 ・ 無（離婚・死別・未婚） () の配 偶 者 有 ・ 無（離婚・死別・未婚） () の前年収入 有（ 月頃退職） ・ 無 () の前年収入 有（ 月頃退職） ・ 無 () の前年収入 有（ 月頃退職） ・ 無 () の年金収入 有（国民厚生・共済・企業・基金・障害・遺族） ・ 無 () の年金収入 有（国民厚生・共済・企業・基金・障害・遺族） ・ 無 () の生活保護 有（全員・一部） ・ 無 () の障害手帳 有（身・精・療 級） ・ 無 () の障害手帳 有（身・精・療 級） ・ 無 () の障害手帳 有（身・精・療 級） ・ 無 *新婚世帯裁量階層の資格の 有 ・ 無 *他 の 地 域 の 申 込 無						
可・否・保	調査 年 月 日		調査員			

郵便はがき



--	--	--	--	--	--	--

市		区
町		番地
マンション・ アパート名等		号 様方
様		

〈お問合わせ〉

京都府指定管理者
株式会社 東急コミュニティー

- | | |
|--|---|
| ☐ 京都府営住宅管理センター
〒600-8108
京都市下京区五条通新町西入る西鋸屋町18番地
トミタビル7階
TEL. 075-354-1090 | ☐ 乙訓・南丹府営住宅管理センター
〒615-8074
京都市西京区桂南巽町128番地
ヴァン・クレール3階
TEL. 075-382-1091 |
|--|---|

ご不明な点は☑のある管理センターまでお問合わせください。

B 票

郵便はがき



--	--	--	--	--	--	--

市		区
町		番地
マンション・ アパート名等		号 様方
様		

〈お問合わせ〉

京都府指定管理者
株式会社 東急コミュニティー

- | | |
|--|---|
| ☐ 京都府営住宅管理センター
〒600-8108
京都市下京区五条通新町西入る西鋸屋町18番地
トミタビル7階
TEL. 075-354-1090 | ☐ 乙訓・南丹府営住宅管理センター
〒615-8074
京都市西京区桂南巽町128番地
ヴァン・クレール3階
TEL. 075-382-1091 |
|--|---|

ご不明な点は☑のある管理センターまでお問合わせください。

C 票

(切り離さないでください。)

B票・C票すべてに、郵便番号・住所・氏名を記入してください。

注意書きをよく読み、左の申込書の記入事項等が漏れていないか、もう一度確認してください。

記入が漏れていたりすると無効になる場合があります。

京都・乙訓・南丹地域府営住宅
抽選（申込受付）番号通知書

あなたが申込をされた京都・乙訓・南丹地域府営住宅等
令和8年6月・7月募集の再募集の抽選（申込受付）番号は、
次の通りです。

団地番号	抽選番号
	第 号

〈公開抽選について〉

- 日 時 令和8年8月18日（火）
午前10時30分頃～午前11時00分頃
- 場 所 京都府庁第1号館1階
府民総合案内・相談センター
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (1) 公開抽選は自由参加で、参加されなくても抽選結果には一切影響ありません。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにご協力をお願いします。
＊抽選会場への来庁をできるだけ控えてください。
＊抽選器は京都府住宅課職員が回します。
＊抽選器から離れた場所での見学のみとなります。
- (3) 入居申込書に記入された希望別の団地番号に基づいて抽選を行います。
- (4) 抽選会場へのお問い合わせはご遠慮願います。
- (5) 抽選結果は8月18日（火）午後3時以降に京都府営住宅管理センター、乙訓・南丹府営住宅管理センターのホームページ（<http://www.kyoto-fuei.jp/>）にも掲載します。
- また、同日午後3時以降に電話照会にも応じます。
- 電話 075-354-1090、075-382-1091
- (6) 当選者・補欠者には8月24日頃当選（補欠）通知を発送します。
落選者には通知しませんのでご了承ください。
- (7) 当選者に提出していただく必要書類は、当選通知で通知します。
- (8) 当選者は必要書類を提出後に申込資格等を審査・選考の上で入居決定となります。

（切り離さないでください。）

京都・乙訓・南丹地域府営住宅等入居申込無効通知

あなたが府営住宅等入居申込書を提出された京都・乙訓・南丹地域令和8年6月・7月募集の再募集について、下記の事由（○印）により申込が無効となりましたので通知します。

記

- ①申込封筒の到着申込受付期間最終日〔令和8年8月12日(水)〕を過ぎているため
- ②府営住宅等入居申込書の以下の必要事項（○印）が未記入又は記入内容不明のため
(府営住宅等入居申込書・申込封筒は返却できません)
- ・申込者現住所
 - ・申込者氏名
 - ・希望別団地番号（2戸以上記入した場合は全て無効です）
 - ・住宅困窮等の理由（募集案内書4ページを参照してください）
 - ・その他の必要事項
- 〔
- ③その他の事由
- 〔

(切り離さないでください。)

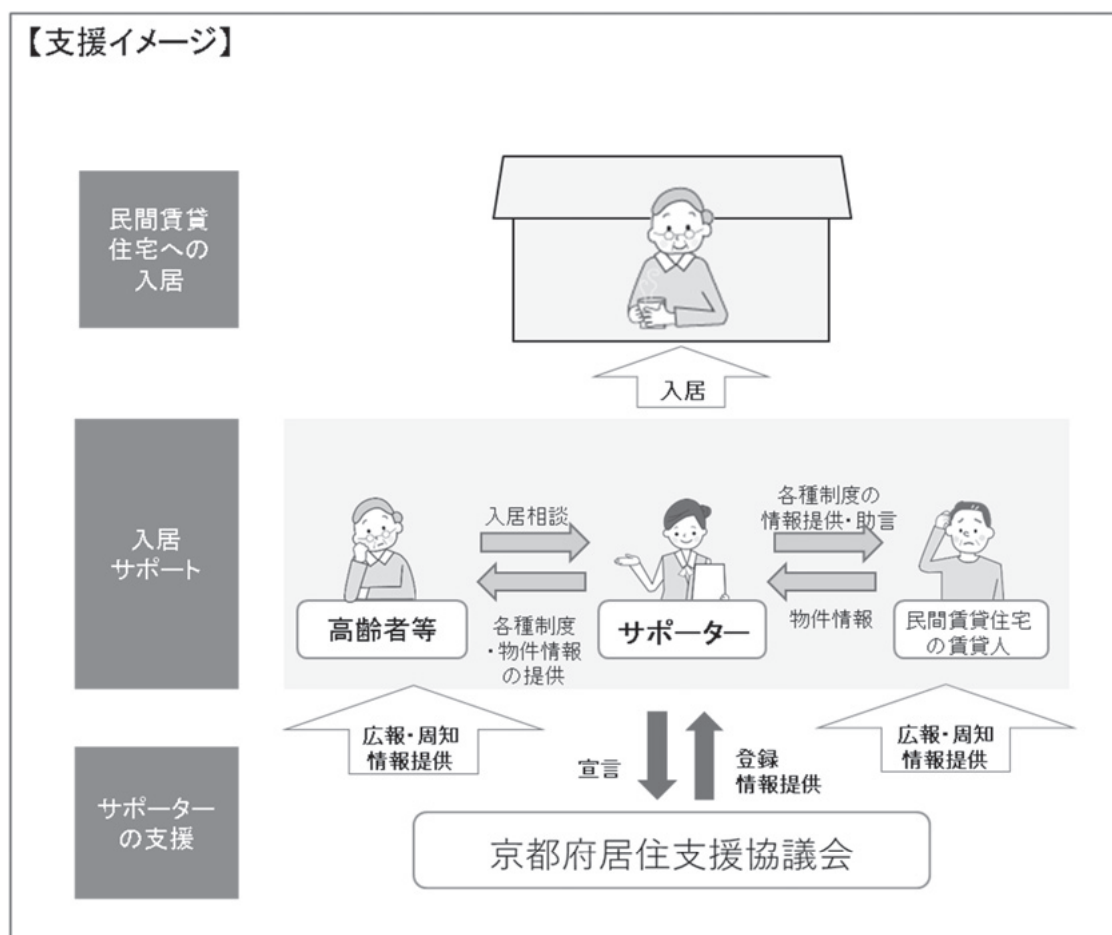
民間賃貸住宅等への入居支援のご案内

京都府居住支援協議会では、住宅確保要配慮者（高齢者、子育て世帯、障害者、低額所得者、被災者などの住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため次のような制度があります。

①高齢者等入居サポーター

民間賃貸住宅の貸主や民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等に対し、各種制度の情報提供や助言を行う宅地建物取引業等の従業者をサポーターとして登録しています。

【支援イメージ】



☞ 連絡先はこちら（高齢者等入居サポーター名簿をご覧ください）

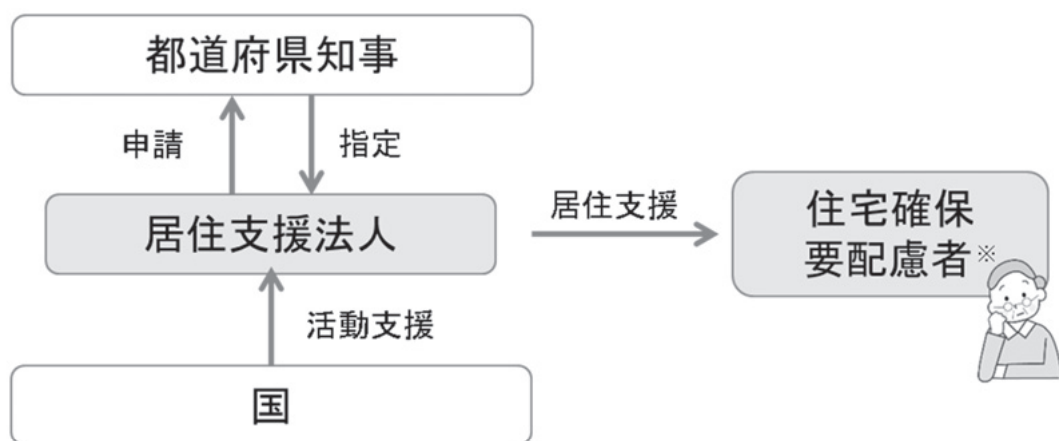
<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/kyjyusienkyougikai.html>



②住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証、賃貸住宅への入居等に関する情報提供・相談、見守りなど要配慮者への生活支援を行う法人を指定しています。

【支援イメージ】



※高齢者、障害者、低額所得者、被災者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要するもの

📞 連絡先はこちら（居住支援法人をお探しの方へをご覧ください。）

<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/safetynet/legal.html>



高齢者等入居サポーターや居住支援法人の名簿を御希望の方や、制度の詳細についてお知りになりたい方は京都府建設交通部住宅政策課（０７５－４１４－５３５８）にお問い合わせください。